

## ちよっと暮らし滞在施設公募要領

### (目的)

第1条 この要領は、ちよっと暮らし滞在施設事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に定める施設の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

### (公募の期間)

第3条 公募の期間は、令和7年2月1日から会長が別に定める日までとする。

### (申請要件)

第4条 施設の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てを満たさなければならない。

#### (1) 申請者要件

- ア 施設の運営者であり、本事業の趣旨に賛同していること。
- イ 旭川市移住促進協議会が実施する利用者アンケートの案内に協力すること。
- ウ 要綱第5条の調査及び報告の求めがあった場合に協力すること。

#### (2) 施設要件

- ア 市内に立地する短中期滞在施設であること。
- イ 要綱第3条第1号から第4号までに掲げる要件の全てを満たしていること。
- ウ 施設内又は客室内に次の各号に掲げる設備の全てを備えていること。

- (ア) 浴室
- (イ) トイレ
- (ウ) 洗面設備

### (申請方法)

第5条 申請者は、次に掲げる書類を添付して、ちよっと暮らし滞在施設登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を会長に提出しなければならない。ただし、所定の電子申請フォームから申請する場合は、登録申請書の提出があったものとして取り扱うこととする。

- (1) 施設の全景及び施設内の写真
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

### (登録の決定)

第6条 会長は、前条の規定により登録申請があったときは、その内容を審査の上、当該登録申請のあった日から原則として14日以内に登録の可否を決定し、ちよっと暮らし滞在施設登録通知書（様式第2号）又はちよっと暮らし滞在施設不登録通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

(登録の期間)

第7条 施設の登録期間は、前条の決定があった日から1年間とする。ただし、登録期間の満了日までに次条に定める廃止の届出をしなかった場合は、継続の意思があるものとみなし、自動的に1年間更新するものとする。

(登録の変更及び廃止)

第8条 登録施設運営者は、登録内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、速やかにちょっと暮らし滞在施設登録事項(変更・廃止)届出書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 会長は、申請者又は登録施設が第4条に定める要件を満たさなくなったとき又は本事業の趣旨にそぐわないものと認めるときは、第6条の登録を取り消すことができる。

2 会長は、前項の規定による登録の取消しを行ったときは、ちょっと暮らし滞在施設登録取消通知書(様式第5号)により、登録施設運営者に通知する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月24日から施行する。